

山梨県公報

第千五百九十号

平成十七年

七月二十八日

木曜日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

大月市大月町大月字閑屋五七五の一、五七六の一、五七六の二、五九三

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字閑屋五七五の一・五七六の一・五九三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐は択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百五号

平成十七年中小企業賃金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査の目的

県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

目次

広域連合の規約の一部変更の許可	五三三
保安林の指定	五三五
平成十七年中小企業賃金事情調査の実施	五三五
道路の区域変更	五三六
道路の供用開始(四件)	五三六
建築基準法に基づく建築協定の認可(六件)	五三七
土地改良事業計画の適当決定	五三八
公告	
落札者等の決定について	五三八
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表	五三八
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	五四〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	五四〇
教育委員会	
山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	五四〇
山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則	五四一
山梨県立養護学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	五四二
公安委員会	
一般競争入札について	五四二

告示

山梨県告示第四百三号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成十七年七月十一日付けで許可した。

平成十七年七月二十八日

二 調査事項

1 初任給

- (一) 平成十七年新規学卒者の確定初任給
- (二) 平成十八年新規学卒者の初任給見込額

2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

- (一) 年齢
- (二) 勤続年数
- (三) 扶養家族数
- (四) 平成十七年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金
- (五) 平成十七年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となつた労働時間

3 事業所の現況

- (一) 常用労働者数
- (二) 労働組合の有無
- (三) 定年制の有無及び定年年齢
- (四) 週休制の形態

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

四 調査の期日

平成十七年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山中湖忍野富士吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市大字大明見字上野原二七二番の一地先から 富士吉田市大字大明見字上野原二七五六番の一地先まで	新	旧	二〇・八 二一・六	三〇・四
	三三・〇 四一・六	三〇・四		

山梨県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市落合町字田通一四六番の 一地先から 東八代郡中道町大字上曾根笛吹 川左岸堤防敷地先まで	九四〇・〇	平成十七年 七月二十九 日

山梨県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	笛吹市大字石和町市部字西町一 一〇九番の一一地先から 笛吹市大字石和町市部字仲町一 〇三九番の一一地先まで	二六〇・〇	平成十七年 七月二十八 日

山梨県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年八月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	東八代郡中道町大字上曾根字木 ノ下一七八三番の一一地先から 東八代郡中道町大字上曾根字川 除添一一三三三番の一一地先まで	二五四・〇	平成十七年 七月二十八 日

山梨県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年八月十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	光子沢大野線	南巨摩郡身延町大字光子沢字砂 子神一七九九番の四地先から 南巨摩郡身延町大字横根中字南	一三四・四	平成十七年 八月一日

田二五〇九番の一一地先まで

山梨県告示第四百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十三条第一項の規定により、有限会社ビーエムイー代表取締役井上公正から申請のあったコモアしおつ第 地区B 建築協定（建築協定認可第二十一号）を認可した。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十三条第一項の規定により、積水ハウズ株式会社代表取締役和田勇から申請のあったコモアしおつ第 地区D 建築協定（建築協定認可第二十二号）を認可した。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十三条第一項の規定により、積水ハウズ株式会社代表取締役和田勇から申請のあったコモアしおつ第 地区A2 建築協定（建築協定認可第二十三号）を認可した。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十三条第一項の規定により、積水ハウズ株式会社代表取締役和田勇から申請のあったコモアしおつ第 地区B2 建築協定（建築協定認可第二十四号）を認可した。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十三条第一項の規定により、積水ハウズ株式会社代表取締役和田勇から申請のあったコモアしおつ第 地区B3 建築協定

(建築協定認可第二十五号)を認可した。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定により、積水ハウス株式会社代表取締役和田勇から申請のあった「モアしおつ第 地区」建築協定(建築協定認可第二十六号)を認可した。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業(大蔵地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十七年七月二十九日から平成十七年八月二十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成十七年八月二十六日から平成十七年九月九日まで

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年七月二十八日

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県新財務会計システム用サーバー機器等(第一期) 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

月額 三十七万七千二百六十五円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十七年五月十九日

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。
平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成十六年度の決算を次のとおり公表する。
平成十七年七月二十八日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 西 室 覚

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年 7月12日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 西 室 覚

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	基礎年金 支
負担金	2,398,702	9,047,922	95,659	134,917					
介護分	198,212								
掛金	2,479,928	4,929,082		134,842					
介護分	206,371								
施設収入・商品売上					347,371				
基礎年金交付金		1,311,799							
利息及び配当金	2,223	1,054,490	34	317	98	426,030	1	0	
介護利息	0								
その他収入	287,642	17,154	443	51,545	127	1,324	391,475	156	502,840
他経理から繰入金			46,412		76,041				
前年度繰越支払準備金	435,835								
前年度繰越長期給付積立金		68,574,902							
計	6,008,913	84,935,349	142,548	321,621	423,637	427,354	391,476	156	502,840
給付金	2,813,906	11,107,149							
役職員給与			87,554	34,822	28,562	19,058	21,549		
旅費・事務費			7,830	5,456	1,530	1,534	1,109		
商品仕入					8,738				
飲食材料費					58,448				
委託費			2,587	12,126	101,214	33	33		
支払利息						190,409	320,909	156	
連合会払込金	99,079	442,607							
連合会拠出金	178,621								
老人保健拠出金	1,175,744								
退職者給付拠出金	759,803								
介護納付金	394,041								
基礎年金拠出金負担金		3,766,232							
他経理へ繰入金	17,845	28,567		76,041					
その他支出	66,702		32,819	245,344	197,854	5,953	45,149	0	502,840
次年度繰越支払準備金	448,655								
次年度繰越長期給付積立金		69,590,794							
計	5,954,396	84,935,349	130,790	373,789	396,346	216,987	388,749	156	502,840
差引当期利益金	54,517	0	11,758	△ 52,168	27,291	210,367	2,727	0	0
差引当期短期利益金	44,244								
差引当期介護利益金	10,273								
年度末支払準備金	448,655								
年度末長期給付積立金		69,590,794							

貸借対照表の要旨

流動資産	1,333,088	10,879,378	204,270	541,607	485,539	5,407,796	79,095	0	0
固定資産		58,711,755	4,833	406	1,736,378	16,478,352	16,183,909	13,791	
繰延資産					17,368				
資産合計	1,333,088	69,591,133	209,103	542,013	2,239,285	21,886,148	16,263,004	13,791	0
流動負債	222,470	339	534	110,937	46,509	20,635,086	206	0	0
固定負債	448,655		75,848	61,704	47,925	22,485	16,126,610	13,791	
負債合計	671,125	339	76,382	172,641	94,434	20,657,571	16,126,816	13,791	0
資本剰余金			500		1,372,252				
積立金		69,590,794							
利益剰余金	661,963		132,221	369,372	772,599	1,228,577	136,188	0	
欠損金									
資本合計	661,963	69,590,794	132,721	369,372	2,144,851	1,228,577	136,188	0	0
負債・資本合計	1,333,088	69,591,133	209,103	542,013	2,239,285	21,886,148	16,263,004	13,791	0

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名	住所
白須伊三男	富士吉田市下吉田七百四十六番地
荒井 繁	富士吉田市下吉田七百五十八番地
白須 豊	富士吉田市下吉田六百十三番地
藤江 道子	山梨市小原西七番地二 マンションマルブンB 一〇一
古屋 よう	南都留郡富士河口湖町小立三千八百八十九番地三
宮下 正雄	富士吉田市松山一丁目四番五号
宮野総太郎	富士吉田市下吉田七百十六番地
和光 泰	富士吉田市松山三丁目四番十四号

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町西条字上切四一八二の一、四一八二の二、四一八二の三、四一八二の四、四一八二の五及び四一八二の一六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域

道路 次図のとおり

（「次図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下飯田三丁目十番十七号 有限会社一坪商事 代表取締役 中澤勉

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年七月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市竜岡町大字若尾新田字道白島八二三の一、八二三の三、八二五、八二六の一、八二六の三、八二七の一、八二七の三、八二八の一、八二九の一、八二九の二、八三〇の一、八三〇の三、八三一の一、八三一の三、八三二の一、八三三の三、八三四、八三五の一、八三五の三、八三六の一、八三六の三、八三七の一、八三七の三、八三八の一、八三八の三、八三九の一、八三九の三、八三九の四、八三九の五、八四〇の一、八四〇の三、八四一の一、八四一の三、八四二の一及び八四二の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次図のとおり
水路	

（「次図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県静岡市八幡五丁目二十六の二十一 株式会社ABC 代表取締役社長 富田直樹

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二十二号

山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一市川の項中「三珠町、市川大門町、六郷町」を「市川三郷町」に改める。

第二条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一東山梨の項中「塩山市」を削り、「（東山梨郡）勝沼町、大和村」を「甲州市」に改める。

第三条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一甲府の項中「（中巨摩郡）玉穂町、昭和町」を「中央市のうち旧玉穂町の区域、（中巨摩郡）昭和町」に改める。

別表第二甲府学区市川学区の項を次のように改める。

甲府学区
市川学区

中央市のうち旧田富町及び旧豊富村の区域

第四条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一甲府の項中「甲府市」を「甲府市のうち旧中道町及び旧上九一色村を除く区域」に改め、同表市川の項中「（西八代郡）」を「甲府市のうち旧上九一色村の区域、（西八代郡）」に改め、「上九一色村のうち大字梯、古閑」を削り、同表吉田の項中「（西八代郡）上九一色村のうち大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域」を削る。

別表第二甲府学区石和学区の項を次のように改める。

甲府学区
石和学区

甲府市のうち旧中道町の区域
笛吹市のうち旧境川村の区域

第五条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一日野春の項中「及び旧武川村の区域、（北巨摩郡）小淵沢町」を「、旧武川村及び旧小淵沢町の区域」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す

る。

- 一 第一条の規定 平成十七年十月一日
- 二 第二条の規定 平成十七年十一月一日
- 三 第三条の規定 平成十八年二月二十日
- 四 第四条の規定 平成十八年三月一日
- 五 第五条の規定 平成十八年三月十五日

山梨県教育委員会規則第二十三号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県東教育事務所の項位置の欄中「塩山市」を「甲州市」に改め、同項所管区域の欄中「東山梨郡、及び、塩山市」を削り、「及び笛吹市」を「、笛吹市及び甲州市」に改める。

第二条 山梨県教育庁組織規則の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県中教育事務所の項中「及び甲斐市」を「、甲斐市及び中央市」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 平成十八年三月三十一日までの間における教育事務所の所管区域については、第十四条第二項の表山梨県中教育事務所の項中「中央市」とあるのは「中央市（旧豊富村の区域を除く。）」と、同表山梨県東教育事務所の項中「及び甲州市」とあるのは「、甲州市及び中央市（旧豊富村の区域に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用する。

第三条 山梨県教育庁組織規則の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の表中「東八代郡中道町」を「甲府市」に改める。

附則第六項中「山梨県中教育事務所の項中」の下に「、甲府市」とあるのは「、甲府市（旧中道町及び旧上九一色村の区域を除く。）」と、「を、」を「山梨県東教育事務所の項中」の下に「山梨市」とあるのは「甲府市（旧中道町の区域に限る。）」、「山梨市」と、「を加え、」と読み替えて「を」と、同表山梨県南教育事務所の項中「及び南巨摩郡」とあるのは「、南巨摩郡、南都留郡（富士河口湖町のうち旧上九一

色村の区域に限る。)及び甲府市(旧上九一色村の区域に限る。)(と、同表山梨県富士北麓・東部教育事務所の項中「南都留郡」とあるのは「南都留郡(富士河口湖町のうち旧上九一色村の区域を除く。)」と読み替えて」に改める。

第四条 山梨県教育庁組織規則の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県峡北教育事務所の項中「北巨摩郡」を削る。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成十七年十一月一日
- 二 第二条の規定 平成十八年二月二十日
- 三 第三条の規定 平成十八年三月一日
- 四 第四条の規定 平成十八年三月十五日

山梨県教育委員会規則第二十四号

山梨県立養護学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

第一条 山梨県立養護学校通学区等に関する規則の一部を改正する規則

第一号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項中「東山梨郡、」及び「塩山市」を削り、「並びに上野原市」を「上野原市及び甲州市」に改め、同表山梨県立かえで養護学校の項中「東山梨郡、」及び「塩山市」を削り、「及び笛吹市」を「笛吹市及び甲州市」に改める。

第二条 山梨県立養護学校通学区等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項中「及び甲州市」を「甲州市及び中央市」に改め、同表山梨県立わかば養護学校(小学部・中学部)の項及び同(高等部)の項中「及び甲斐市」を「甲斐市及び中央市(旧豊富村の区域を除く。)」に改め、同表山梨県立かえで養護学校の項中「及び甲州市」を「甲州市及び中央市(旧豊富村の区域に限る。)」に改める。

第三条 山梨県立養護学校通学区等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項中「(上九一色村のうち精進、本栖及び富士ヶ嶺の

区域を除く。)」を削り、同表同(高等部)の項中「(上九一色村のうち精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。)」を削り、「北巨摩郡」の下に「甲府市(旧上九一色村の区域に限る。)」を加え、同表同ふじかわ分校の項を次のように改める。

同ふじかわ分校

西八代郡、南巨摩郡及び甲府市(旧上九一色村の区域に限る。)

同表山梨県立ふじざくら養護学校の項を次のように改める。

山梨県立ふじざくら養護学校

南都留郡(道志村を除く。)&及び富士吉田市

同表山梨県立かえで養護学校の項中「甲府市」の下に「(旧上九一色村の区域を除く。)」を加える。

第四条 山梨県立養護学校通学区等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項、山梨県立わかば養護学校(小学部・中学部)の項及び同(高等部)の項中「北巨摩郡」を削る。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成十七年十一月一日
- 二 第二条の規定 平成十八年二月二十日
- 三 第三条の規定 平成十八年三月一日
- 四 第四条の規定 平成十八年三月十五日

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月二十八日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量

放置駐車違反システム 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部

交通部企画課庶務担当 電話〇五五 二三五 二二二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の一の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年九月十四日午後一時三十分 山梨県庁北別館五〇一会議室

4 郵送による入札書の受領期限

平成十七年九月十三日午後四時

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の一の場所に平成十七年八月一日から同月二十四日までの間の山梨県の休日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Development of a parking violation management system, 1 Set

2 Date and time for tender

1:30PM September 14, 2005

3 Bureau in charge

General affairs Section, Traffic Planning Division, Traffic Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-0032 Japan
TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番